

第177回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

新株予約権等に関する事項

業務の適正を確保するための体制及び
当該体制の運用状況

株式会社の支配に関する基本方針

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

株式会社 日清製粉グループ本社

事業報告の「新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」及び「株式会社の支配に関する基本方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nisshin.com/ir/stock/meeting/>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

新株予約権等に関する事項

① 当事業年度末日における新株予約権の状況

	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	新株予約権の発行価額	発行時の対象者	新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権を行使することができる期間
第12-1回新株予約権 (2014年8月19日発行)	4個	普通株式4,400株 (新株予約権1個につき1,100株)	無償	当社の取締役	1個当たり 1,274,900円	2016年8月20日～ 2021年8月2日
第12-2回新株予約権 (2014年8月19日発行)	38個	普通株式41,800株 (新株予約権1個につき1,100株)	無償	当社の執行役員及び当社の連結子会社の取締役の一部	1個当たり 1,274,900円	2016年8月20日～ 2021年8月2日
第13-1回新株予約権 (2015年8月19日発行)	68個	普通株式68,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	無償	当社の取締役	1個当たり 1,748,000円	2017年8月20日～ 2022年8月1日
第13-2回新株予約権 (2015年8月19日発行)	132個	普通株式132,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	無償	当社の執行役員及び当社の連結子会社の取締役の一部	1個当たり 1,748,000円	2017年8月20日～ 2022年8月1日
第14-1回新株予約権 (2016年8月15日発行)	91個	普通株式91,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	無償	当社の取締役	1個当たり 1,753,000円	2018年8月16日～ 2023年8月1日
第14-2回新株予約権 (2016年8月15日発行)	170個	普通株式170,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	無償	当社の執行役員及び当社の連結子会社の取締役の一部	1個当たり 1,753,000円	2018年8月16日～ 2023年8月1日

上記各新株予約権の行使条件

- 1) 権利行使時において、当社又は当社の連結子会社(上場会社とその子会社及び海外の子会社を除く。)の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社(上場会社とその子会社及び海外の子会社を除く。)の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。
- 2) 新株予約権者の相続人が所定の手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認める。
- 3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。
- 4) 取締役又は執行役員を解任された場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失する。

② 当事業年度末日において当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権

区 分	名 称	個 数	保有者数
取 締 役 (監査等委員である取締役 及び社外取締役を除く)	第12-1 回新株予約権	4個	1名
	第13-1 回新株予約権	32個	4名
	第14-1 回新株予約権	39個	5名
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員 で あ る 取 締 役 を 除 く)	第12-1 回新株予約権	0個	0名
	第13-1 回新株予約権	2個	1名
	第14-1 回新株予約権	10個	2名

上記新株予約権の内容の概要は①に記載のとおりであります。

なお、取締役(監査等委員)が有する職務執行の対価として交付された新株予約権はありません。

③ 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権

該当する事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社の内部統制システムは、業務執行組織における指揮命令系統の確立及び権限と責任の明確化、業務執行組織における長又は組織管理者による統制、組織間(例えば業務部門と経理部門)の内部牽制を基盤とし、取締役会において決議した基本方針に基づき、整備・運用しております。基本方針の内容及び運用状況の概要は、次のとおりです。

① 当社及びその子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 日清製粉グループでは、「日清製粉グループの企業行動規範及び社員行動指針」を策定しており、当社及び子会社社長並びに取締役は「企業行動規範」及び「社員行動指針」の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上関係者に周知徹底する。また、社内外の声を常時把握し、実効ある社内体制の整備を行うとともに、企業倫理の徹底を図る。
- 2) 当社監査等委員会及び子会社監査役は、それぞれの取締役の職務の執行を監査し、また、取締役が内部統制システムを適切に構築・運用しているかを監視し検証する。
- 3) 当社監査等委員会直轄の組織である内部監査部は、日清製粉グループの内部統制システムの整備・運用を指導する。また、内部監査部は、独立組織として、日清製粉グループの内部統制システムの評価及び業務に係る内部監査を行う。
- 4) 日清製粉グループ横断的なCSR(企業の社会的責任)については、当社の「社会委員会」が、企業倫理・コンプライアンスを含めたCSR全般にわたる協議を行い、日清製粉グループでの実践に向けた施策を促進し、法令・定款・社会規範遵守の周知徹底を図る。
- 5) 日清製粉グループでは、市民社会の秩序や安全に脅威を与えるような反社会的な勢力からの不当な要求には屈することなく、外部の専門機関と連携して、組織的に対応する。
- 6) 当社は、日清製粉グループの社員等からの通報を受け、違反行為を早期に発見・対応すべく設置した「コンプライアンス・ホットライン制度」を維持・整備する。

(運用状況)

- 1) 日清製粉グループでは、「日清製粉グループの企業行動規範及び社員行動指針」を、グループ共通の統制基盤として海外を含むグループ各社に導入し、周知徹底を図っております。
- 2) 社員に対しては、人事研修制度を利用して「日清製粉グループの企業行動規範及び社員行動指針」や「コンプライアンス・ホットライン制度」の啓発を行っております。
- 3) 当社の内部監査部は、グループ各社の内部統制評価及び内部監査を行い、これらの周知状況や社内ルールの遵守状況を確認しております。
- 4) 当社では、「社会委員会」を当期は2回開催し、コンプライアンスを含むCSR全般の協議を行い、日清製粉グループの施策を促進しております。
- 5) また、「規範倫理委員会」を開催し、反社会的勢力等への不正な支出がないことや寄付金の審査を行っております。

②当社及びその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 日清製粉グループでは、事業活動に係る案件については、その重要性・影響度等に応じて決裁ないしは報告手続を定め、実施前にリスク判断も含めた検討を行う。
- 2) 日清製粉グループでは、「日清製粉グループリスクマネジメント規程」に基づき、リスク評価とリスク対策レビューを実施するとともに、当社の「リスクマネジメント委員会」は、子会社が評価したリスクに対し適切なコントロールが構築されているか、リスクの漏れがないか等について、確認・指導し、日清製粉グループ全体のリスクマネジメントを統括する。
- 3) 日清製粉グループでは、「日清製粉グループクライシスコントロール規程」に基づき、社員等は、クライシスが発生したとき又はそのおそれが生じたときは、損失の危険を早期に発見・対応すべく、指定された日清製粉グループの連絡先に通報する。
また、クライシスが発生した場合、当社は、速やかに対策本部を設置し、適切な対応を行うことによって、損害を最小限にとどめる。
- 4) 当社監査等委員会及び子会社監査役は、それぞれの取締役が会社に著しい損害又は重大な事故を招くおそれがあると認めたととき、取締役に対し助言・勧告等必要な措置を講ずる。

(運用状況)

- 1) 日清製粉グループ各社では、「日清製粉グループリスクマネジメント規程」に基づいて、リスク評価とリスク対策レビューを実施しております。また、当社の「リスクマネジメント委員会」の下部組織である企画部会は、各社の見直し結果についてグループ横断的な確認を行い「リスクマネジメント委員会」に報告、同委員会にて協議しております。
- 2) 日清製粉グループの社員等がクライシスの発生やそのおそれを認識したとき通報窓口に通報を行うよう、「日清製粉グループクライシスコントロール規程」に基づいて通報制度を設けております。
- 3) 日清製粉グループでは、「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、従業員の安全確保と主要食糧等の安定供給体制の維持を図っております。

③当社及びその子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社及び子会社は、取締役会における決議事項・報告事項、稟議等における社長・取締役・各本部を所管する執行役員等による決裁事項等により責任と権限を明確化しており、取締役は適正かつ迅速な職務執行を行う。
- 2) 日清製粉グループでは、事業戦略及びその方向性を明確化し、各子会社の利益計画もこれに沿って単年度ごとに策定、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期も1年とし、責任を明確化する。さらに、取締役会は毎月業績をレビューし、改善策を検討・実施する。

(運用状況)

- 1) 日清製粉グループでは、長期ビジョン「NNI “Compass for the Future” 新しいステージに向けて ～ 総合力の発揮とモデルチェンジ」で描く目指す姿の実現に向け、更なる成長の基盤づくりを進めております。

- 2) グループ各社は、その事業戦略に沿って当期の利益計画を策定するとともに、グループ各社の取締役会において毎月業績のレビューをした上で改善策を実施しております。

④ 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 日清製粉グループは持株会社制度を採用しており、持株会社である当社が常に子会社を株主の視点から評価・監督する。
- 2) 子会社の事業活動に係る重要案件に関しては、当社の取締役会に付議ないし報告すべき基準を定める。
- 3) 日清製粉グループでは、「日清製粉グループの企業行動規範及び社員行動指針」を定め、「企業理念」・「経営基本方針」・「ステークホルダーに対する基本姿勢」・「企業行動規範」・「社員行動指針」を明示するとともに、その周知徹底を図る。
- 4) 日清製粉グループでは、連結財務諸表等の財務報告の信頼性を確保するために、各業務の手順・方法を定め、不正・誤謬を排除する体制を整備・運用する。
- 5) 当社監査等委員及び子会社監査役は定期的に「日清製粉グループ監査連絡会」を開催し、監査事例等についての意見交換を行い、各課題の共有化を図る。
- 6) 当社は、設備・安全監査、環境監査、品質保証監査等の専門監査を日清製粉グループを対象として行う。
- 7) 当社監査等委員会直轄の組織である内部監査部は、日清製粉グループの内部統制システムの整備・運用を指導する。また、内部監査部は、独立組織として、日清製粉グループの内部統制システムの評価及び業務に係る内部監査を行う。
- 8) 日清製粉グループの各子会社は、社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、内部統制システムの整備・運用を推進する。

(運用状況)

- 1) 子会社の事業活動に係る重要案件に関しては、「取締役会決議事項及び報告事項」並びに「子会社に関する取締役会付議基準及び報告基準」に基づいて、当社取締役会への付議又は報告が行われております。
- 2) 財務報告の信頼性確保を目的とした内部統制については、日清製粉グループ統一方針のもとで、グループ各社の業務手順を文書化し、有効な統制が存在することを確認するとともに、内部監査部がその整備状況・運用状況を評価しております。
- 3) 業務全般については、内部監査部が内部監査を、専門部署が設備・安全、環境保全、品質保証等の監査を行うことで、各業務が適正に運用されていることを確認しております。

⑤ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録・稟議書を始めとする職務の執行に係る文書その他の情報については、機密情報として規程に従い適切に保存・管理する。

(運用状況)

当社の取締役会議事録及び稟議書等については、機密情報として「機密情報管理規程」に従い適切に保存・管理しております。

⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会事務局を置き、監査等委員会監査に当たって監査等委員会事務局は監査等委員会の命を受け業務を補佐する。監査等委員会事務局員の人事異動等に関しては監査等委員会の同意を得て行う。
- 2) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)は監査等委員会事務局の業務執行に対して不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害することがないように留意するものとする。

(運用状況)

監査等委員会監査機能の充実のため、取締役(監査等委員である取締役を除く。)から独立した監査等委員会事務局が、監査等委員会の職務を補助しております。また、監査等委員会事務局の業務執行に対しては、取締役(監査等委員である取締役を除く。)が不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害することがないように十分に留意しております。

⑦ 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人並びにその子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

- 1) 当社監査等委員会は取締役会のほか重要な会議(「グループ運営会議」・「債権管理委員会」・「規範倫理委員会」等)に、監査等委員を出席させ、当該監査等委員は、上記重要な会議において適宜意見を述べる。
- 2) 当社監査等委員会は、必要に応じて、会計監査人・取締役・内部監査部等に対して報告を求める。
- 3) 当社及び子会社の取締役は会社に著しい損害又は重大な事故を招くおそれがあると認めるとき、速やかに当該会社の監査等委員会又は監査役に報告するとともに、各子会社の監査役は当社監査等委員会にも報告する。
- 4) 子会社の監査役によって実施された監査結果は、当社監査等委員会に報告される。
- 5) 当社内部監査部による内部統制評価結果及び内部監査結果は、当社監査等委員会に報告される。
- 6) 当社による設備・安全監査、環境監査、品質保証監査等の専門監査の結果は、当社監査等委員会に報告される。
- 7) 「コンプライアンス・ホットライン」による情報は、速やかに当社監査等委員会に報告される。
- 8) 当社の本部長及び子会社社長の交代の際の引継書は当社監査等委員会にも提出される。
- 9) 当社及び子会社の稟議は、すべて当該会社の監査等委員又は監査役に回付される。

(運用状況)

- 1) 当社監査等委員は取締役会のほか「グループ運営会議」、「債権管理委員会」等の重要な会議に出席し、適宜意見を述べております。
- 2) 当社監査等委員会及び内部監査部は、監査結果等をその都度相互に報告し、また、主要事業子会社監査役及び専門監査スタッフは、監査結果を当社監査等委員会及び内部監査部に報告することを通じて、相互の連携を図っております。
- 3) 当社監査等委員は、主要事業子会社監査役及び内部監査部と、「日清製粉グループ監査連絡会」を当期は2回開催し、監査事例等について意見交換を行い、問題意識の共有化とグループ全体の監査品質の向上に努めております。

8 当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「コンプライアンス・ホットライン」の通報者を含む前項の報告者は、当該報告等を行ったことをもって人事制度上その他いかなる意味においても不利益な取扱いはされない。

(運用状況)

「コンプライアンス・ホットライン」にて通報を行った者が不利益な取扱いをされない旨を「コンプライアンス・ホットライン規程」にて定め、これを社内イントラネットに掲載して周知を図っております。

9 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行について生ずる費用に関しては予算化し、予算外の費用についても、会社法第399条の2第4項に基づいて、当該監査等委員の職務の執行に必要ではないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(運用状況)

当社監査等委員の職務の執行について生ずる費用に関しては予算化しているほか、予算外の費用についても、会社法第399条の2第4項に基づいて速やかに処理しております。

10 その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換する。

(運用状況)

当社監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を実施しております。

株式会社の支配に関する基本方針

①基本方針の内容の概要

当社は、「食」にかかわる企業として、製品の高い安全性を確保し品質を保証するとともに、国民の主要食糧である小麦粉等を始めとした食の安定的な供給に貢献し続けていくことが、当社グループの責務であるとともに企業価値の源泉かつ礎であると考えております。こうした責務を踏まえた当社の企業価値及び株主共同の利益を持続的に確保・向上させるためには、製品の高い安全性と品質の保証、その安定的な供給などが必要不可欠です。これらの理解に欠ける者が、当社株式を買い集め、中長期的視点からの継続的・計画的な経営方針に反する行為を行うことは、当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されることにつながります。また、これらに限らず株式の買付行為の中には、その態様によっては当社の企業価値及び株主共同の利益を害するものも存在します。

こうしたことに対処するためには、当社株式の買収者が意図する経営方針や事業計画の内容、買収提案が当社株主や当社グループの経営に与える影響、当社グループを取り巻く多くの関係者に与える影響、国民の主要食糧である小麦粉等の安定供給の確保や食の安全を始めとした社会的責任に対する考え方等について、事前に十分な情報開示がなされ、かつ相応の検討期間、交渉力等が確保される必要があると考えております。

②当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

純粋持株会社である当社は、当社グループの経営戦略の立案、効率的な経営資源の配分、事業活動の監査・監督の役割を担い、各事業会社はそれぞれのマーケットに最適化することで、製品の高い安全性と品質の保証及びその安定的な供給を確保し、相互に企業価値を高め合いグループ全体の企業価値を向上させております。

この体制のもと当社グループは、製品の安全性及び品質を支える生産技術・開発力・分析力等の高い技術力の維持・向上を目指し、長期的な視点に立った継続的・計画的な設備投資を実施するとともに、一層の専門性の確保・向上のための従業員の育成、品質及び設備に関する継続的な監査・指導システムの導入、内部統制、コンプライアンス体制の構築と継続的な徹底などに注力しており、また、お取引先、地域社会を含めた各利害関係者との信頼関係の構築と維持にも努めております。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、企業価値及び株主共同の利益を確保・向上するための方策として、定款第45条及び2018年6月27日開催の第174回定時株主総会においてご承認いただいた「企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための新株予約権の無償割当等承認決議更新の件」の内容に従い、新株予約権の無償割当てを活用した方策（「本プラン」）を導入しております。本プランの概要は以下のとおりです。

- 1) 取締役会は、特定買収行為を企図する者に対して、買収提案をあらかじめ書面により当社に提出し、当該買収提案について本新株予約権（下記6）の無償割当等を行わない旨の取締役会決議（「確認決議」）を求めるよう要請するものとし、特定買収行為を企図する者は、その実行に先立ち、買収提案を提出して確認決議を求めるものとします。取締役

会は、本プランの迅速な運営を図る観点から、特定買収行為に関する提案を行った者に対し、必要に応じて回答期間を設定して追加的に情報提供を要請する場合があります。この場合でも、最初の情報提供要請を当該提案者に行った日から起算して60営業日以内を上限として、当該提案者が行う回答期間を設定し、当該回答期間の満了をもって企業価値委員会の検討・審議を開始することとします。

「特定買収行為」とは、i) 株券等保有割合が20%以上となる当社の株券等の買付行為(これに準ずる行為として取締役会で定めるものを含みます。)又はii) 買付け等の後の株券等所有割合が20%以上となる当社の株券等の公開買付けの開始行為のいずれかに該当する行為をいいます。「買収提案」とは、買収後の当社の経営方針と事業計画、対価の算定根拠、買収資金の裏付け、当社の利害関係者に与える影響その他下記4)ア)ないしオ)記載の事項に関連する情報として当社が合理的に求めるものが記載されたものをいいます。

- 2) 取締役会は、買収提案を受領した場合、当該買収提案を当社の社外取締役のみから構成される企業価値委員会に速やかに付議するものとします。
- 3) 企業価値委員会は、買収提案を検討し、当該買収提案について取締役会が確認決議を行うべきである旨を勧告する決議(「勧告決議」)を行うかどうかを審議します。勧告決議は全委員の過半数の賛成により行われ、当該決議結果は開示されるものとします。企業価値委員会の検討・審議期間は、取締役会による買収提案受領後60営業日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。)とします。合理的理由がある場合に限り、30営業日を上限として検討・審議期間が延長されることがあり得ますが、その場合には、当該理由及び延長予定期間について開示いたします。
- 4) 企業価値委員会における勧告決議の検討・審議は、当該買収提案が企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から真摯に行われるものとします。なお、企業価値委員会は、当該買収提案が以下に掲げる事項をすべて充たしている認められる場合で企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるときには、勧告決議を行わなければならないものとします。

ア) 下記のいずれの類型にも該当しないこと

- (a) 株式を買い占め、その株式について当社又はその関係者に対して高値で買取りを要求する行為
 - (b) 当社を一時的に支配して当社の重要な資産等を移転させるなど、当社の犠牲の下に買収提案者(そのグループ会社その他の関係者を含む。以下同じ。)の利益を実現する経営を行う行為
 - (c) 当社の資産を買収提案者の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - (d) 当社の経営を一時的に支配して将来の事業展開・商品開発等に必要資産や資金等を減少させる行為又は当社の株主・取引先・顧客・従業員等との協働関係を損なう行為など、当社の中長期的企業価値創出の重要な礎を不当に毀損する行為
- イ) 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容等が、関連する法令及び規則等を遵守したものであること
- ウ) 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容が、買収に応じることを当社株主に事実上強要するおそれがあるものではないこと

- エ) 当該買収提案を検討するために必要でかつ虚偽のない情報が、当社の要請等に応じて適時に提供されていること、その他本プランの手續に即した真摯な対応がなされていること
- オ) 当該買収提案を当社が検討(代替案を検討し当社株主に対して提示することを含む。)するための期間(買収提案の受領日から60営業日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。なお、これらの日数を超える合理的理由がある場合は30営業日を上限とした当該日数。))が確保されていること
- 5) 取締役会の確認決議は、企業価値委員会の勧告決議に基づいてなされるものとし、取締役会は、企業価値委員会から勧告決議がなされた場合、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、速やかに確認決議を行わなければならないものとし、確認決議を受けた買収提案に対して本新株予約権の無償割当等を行うことができないものとし、
- 6) 特定買収者(特定買収行為を行った者で特定買収行為を行った時点までに確認決議を得なかった者をいいます。)が出現した場合、取締役会は、特定買収者の出現を認識した旨の開示のほか、無償割当基準日、無償割当効力発生日その他本新株予約権の無償割当てに関する必要事項を決定する決議を行い、決定された事項を公表の上、本新株予約権の無償割当てを実行します。「本新株予約権」とは、特定買収者等(特定買収者及びその関係者をいいます。)の行使に制約が付された新株予約権をいいます。
無償割当基準日の前で取締役会が別途定める日(但し、無償割当基準日の3営業日前の日以降の日を定めることは予定されておりません。)までに、特定買収者の株券等保有割合が20%を下回ったことが明らかになった場合等には、取締役会は本新株予約権の無償割当ての効力を生じさせないことができます。
- 7) 本新株予約権の無償割当てを行う場合、無償割当基準日における全普通株主(但し、当社を除く。)に対し、その所有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個の割合で割り当てることとし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、2株以下で取締役会が別途定める数となります。各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円に各本新株予約権の目的となる株式の数を乗じた額とします。
- 8) 本新株予約権には、未行使の本新株予約権を当社が取得することができる旨の取得条項が付されます。取得の対価は、特定買収者等に該当しない者が保有する本新株予約権については、当該本新株予約権の数に本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の整数部分に該当する数の当社普通株式、それ以外の本新株予約権については取得に係る本新株予約権と同数の譲渡制限付新株予約権(特定買収者等の行使に制約が付されたもの)となります。

4 取締役会の判断及びその理由

本プランは上記の基本方針に沿うものであり、またその合理性を高めるため以下のような特段の工夫が施されておりますので、本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また当社従業員の地位の維持を目的とするものでもありません。

- 1) 本プランは、定款第45条の規定に則り、2018年6月27日開催の第174回定時株主総会において株主の皆様の事前承認を受けております。

- 2) 当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は1年であり、任期期差制や解任要件の普通決議からの加重等も行っておりません。従って、1回の株主総会普通決議における取締役の選解任を通じて、取締役会決議により本プランを廃止することが可能です。
- 3) 本プランにおける判断の中立性を担保するため、当社社外取締役のみから構成される企業価値委員会が、買収提案の内容につき検討を行い、当社の取締役としての会社に対する法的義務を背景に、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から買収提案について審議します。そして、企業価値委員会から取締役会に対し、確認決議を行うべきとの勧告決議がなされた場合、取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、同勧告決議に従い確認決議を行わなければならないこととされております。
- 4) 本プランは、上記③に記載のとおり、企業価値委員会が勧告決議を行わなければならない場合を規定しており、客観性を高めるための仕組みが採られております。
- 5) 本プランは、株主総会の承認決議の範囲内で、取締役会決議により毎年見直すことを基本としており、関連する法制度の動向その他当社を取り巻く様々な状況に対応することが可能となっております。
- 6) 株主総会の承認決議の有効期間を、決議から3年に設定しております。3年が経過した時点で、取締役会は、附帯条件の見直し等を含め、改めて株主総会の承認をお願いし、株主の皆様にご判断いただくことを予定しております。
- 7) 本プランは、経済産業省及び法務省が定めた2005年5月27日付「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が求める適法性の要件(新株予約権等の発行の差止めを受けることがないために充たすべき要件)、合理性の要件(株主や投資家など関係者の理解を得るための要件)をすべて充たしております。また、経済産業省企業価値研究会2008年6月30日付報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容にも合致しております。

連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位: 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2020年4月1日残高	17,117	12,638	332,342	△ 11,172	350,926
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△ 10,111		△ 10,111
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			19,011		19,011
自 己 株 式 の 取 得				△ 133	△ 133
自 己 株 式 の 処 分		△ 11		307	296
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		0			0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△ 11	8,899	174	9,063
2021年3月31日残高	17,117	12,627	341,241	△ 10,997	359,990

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
2020年4月1日残高	56,970	△ 53	△ 11,689	△ 1,158	44,069	137	13,908	409,042
連結会計年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当								△ 10,111
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益								19,011
自 己 株 式 の 取 得								△ 133
自 己 株 式 の 処 分								296
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動								0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	7,717	275	21,003	33	29,029	△ 21	△ 2,339	26,668
連結会計年度中の変動額合計	7,717	275	21,003	33	29,029	△ 21	△ 2,339	35,732
2021年3月31日残高	64,687	222	9,314	△ 1,125	73,098	116	11,569	444,774

連結注記表

I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社……73社
 - ・ 主要会社名：日清製粉(株)、Miller Milling Company,LLC、Allied Pinnacle Pty Ltd.、Champion Flour Milling Ltd.、日清フーズ(株)、日清製粉プレミックス(株)、マ・マーマカロニ(株)、オリエンタル酵母工業(株)、日清ファルマ(株)、トオカツフーズ(株)、(株)ジョイアス・フーズ、イニシオフーズ(株)、日清エンジニアリング(株)、(株)NBCメッシュテック
 - ・ 子会社のうち(株)日清経営技術センター他3社は連結の範囲に含まれておりません。これらの非連結子会社は総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていません。
 - (2) 連結の範囲の異動状況
 - ・ 当連結会計年度において、重要な連結の範囲の異動はありません。
2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法適用会社……9社(非連結子会社1社、関連会社8社)
 - ・ 主要会社名：日清丸紅飼料(株)、日本ロジテム(株)
 - ・ 持分法を適用していない非連結子会社3社及び関連会社3社は、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がありません。
 - (2) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なる新日清製粉食品(青島)有限公司他2社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。
4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券
 - 満期保有目的の債券……償却原価法
 - その他有価証券
 - 時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 時価のないもの……移動平均法による原価法
 - ② デリバティブ……時価法
 - ③ たな卸資産……製品：小麦粉、ふすまについては主として売価還元法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)、その他の製品については主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
原料：主として先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産……………当社及び国内連結子会社は主として定率法によっております。但し、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。在外連結子会社は主として定額法によっております。
- ② 無形固定資産……………定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- ④ 使用権資産……………残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
当社及び国内連結子会社は、金銭債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は、主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。
- ② 修繕引当金
一部の連結子会社は、工場設備の定期修繕に要する支出に備えるため、その支出見込額のうち、当連結会計年度末までに負担すべき額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債は、従業員及び既退職の年金受給者の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務年数(主として15年)による定額法により按分した額を費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務年数(主として15年)による定額法により按分した額を、主としてそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計は、繰延ヘッジ処理によっております。但し、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。
- ② ヘッジ手段…デリバティブ取引(為替予約取引及び通貨オプションの買建取引)
ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引
- ③ ヘッジ対象の範囲内で、将来の為替相場の変動によるリスクを回避する目的のみヘッジ手段を利用する方針としております。
- ④ ヘッジの有効性評価の方法
ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、高い有効性があるとみなしております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、発生日以後、主に10年で均等償却を行っております。但し、少額な場合は発生年度に償却する方法によっております。

(7) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

II 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

のれん	45,551百万円
その他(無形固定資産)	27,824百万円

企業結合により取得した企業又は事業の取得原価は、当該資産及び負債に対して配分しており、取得原価が、資産及び負債に配分された純額を上回る場合は、その超過額をのれんとして資産に計上しております。のれん及びのれん以外の無形固定資産は、その効果の及ぶ期間にわたって、定期的に償却しており、未償却残高は、減損処理の対象となります。のれん及びのれん以外の無形固定資産の帳簿価額が回収不能であると判断された場合、回収可能価額まで減額しております。

新型コロナウイルス感染症の影響は、国・地域ごとに拡大と収束を繰り返しながら、徐々に回復に向かうと仮定した見積りに基づき、のれん及びのれん以外の無形固定資産の減損等の会計上の見積りを行っております。

なお、将来の企業環境の変化等により、回収可能価額が帳簿価額を下回ることとなった場合には、減損処理が必要となる可能性があります。

III 連結貸借対照表に関する注記

1. 国庫補助金等の交付により取得した有形固定資産の取得価額から控除した圧縮記帳額
有形固定資産の圧縮記帳累計額 351百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額 336,333百万円
3. たな卸資産の内訳
商品及び製品 30,881百万円
仕掛品 5,483百万円
原材料及び貯蔵品 45,241百万円

IV 連結損益計算書に関する注記

1. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
神奈川県川崎市 他	事業用資産 (その他事業)	建物及び構築物

当社グループは、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって、資産のグルーピングを行っております。

ペットフード事業の工場及び研究所建物について、解体撤去することを決定したため、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に977百万円計上しております。減損損失の内訳は、建物及び構築物並びに解体費用であります。なお、撤去が決定しているため、正味売却価額は、零として評価しております。

2. 事業構造再構築費用

事業構造再構築費用は、ペットフード事業の生産終了に伴う費用等であります。

V 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 304,357,891株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2020年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

- ① 配当金の総額 5,055百万円
- ② 1株当たり配当額 17円
- ③ 基準日 2020年3月31日
- ④ 効力発生日 2020年6月26日

(注) 配当金の総額には、株式報酬制度の信託財産として日本マスタートラスト信託銀行株式会社が所有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。

2020年10月27日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

- ① 配当金の総額 5,056百万円
- ② 1株当たり配当額 17円
- ③ 基準日 2020年9月30日
- ④ 効力発生日 2020年12月4日

(注) 配当金の総額には、株式報酬制度の信託財産として日本マスタートラスト信託銀行株式会社が所有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2021年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり付議する予定であります。

・普通株式の配当に関する事項

① 配当金の総額	5,949百万円
② 配当の原資	利益剰余金
③ 1株当たり配当額	20円
④ 基準日	2021年3月31日
⑤ 効力発生日	2021年6月28日

(注) 配当金の総額には、株式報酬制度の信託財産として日本マスタートラスト信託銀行株式会社が所有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。

3. 当連結会計年度末日の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

第12-1回新株予約権(2014年8月19日発行)	普通株式	4,400株
第12-2回新株予約権(2014年8月19日発行)	普通株式	41,800株
第13-1回新株予約権(2015年8月19日発行)	普通株式	68,000株
第13-2回新株予約権(2015年8月19日発行)	普通株式	132,000株
第14-1回新株予約権(2016年8月15日発行)	普通株式	91,000株
第14-2回新株予約権(2016年8月15日発行)	普通株式	170,000株

Ⅵ 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、今後の戦略投資等に対する待機資金及び一時的な余資については確定利回りの定期預金や有価証券にて運用を行うこととし、売買差益を獲得する目的や投機的目的のための運用は行わない方針であります。また、資金調達については短期の資金需要に関しては銀行借入により、長期の資金需要に関しては銀行借入、社債発行及び増資等を市場の状況等を勘案した上で最適な方法により調達する方針であります。

投資有価証券は、業務提携・共同事業の円滑化、強化や長期的・安定的な取引関係の構築、強化を図る観点から、株式保有を行うことが中長期的な企業価値の向上に資するものであり合理性があると認められる場合に保有を行う方針であります。

デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、売買差益を獲得する目的や投機的目的のために単独で利用することは行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

現金及び預金は主に定期預金で運用しており、有価証券は主として債券による運用を行っておりますが、いずれも預け入れ先または発行体の信用リスク、及び市場価格の変動リスクに晒されております。これらのリスクに関しては、当社グループ各社の内規により、運用対象資産、預け入れ先または発行体、運用期間及び預け入れ先または発行体ごとの運用上限額等を限定することでリスクを最小化するとともに、リスクの分散を図ることとしております。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループ各社の内規に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としており、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や低減を図っております。

投資有価証券は、取引先企業との業務または資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価を把握するとともに、個別の政策保有株式について、保有目的が適切であるこ

と、及び取引状況や収益・財務状況、株主還元、信用度等を確認の上、保有に伴う便益やリスクと資本コストの比較等を行い、保有の適否を毎年取締役会において検証する体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。短期借入金は主に運転資金の調達を目的としております。これらは流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が資金繰り計画を作成する等の方法により管理しております。

長期借入金及び社債は主に事業投資等に必要な資金の調達を目的としたものであり、金利は固定であります。

デリバティブ取引においては、将来の為替変動によるリスクを回避する目的で、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金を含む特定の外貨建資産、負債を対象として為替予約取引、通貨オプション取引等を利用し、また、一部在外連結子会社において、将来の小麦相場の変動リスク等を回避する目的で、原料小麦を対象とした商品先物取引等を利用しております。これらの取引については相場変動による一般的な市場リスクを有しており、そのリスクを低減するため、当社グループ各社の内規により対象となる実需取引を超えるものを禁じており、その総額に対してデリバティブ取引を行える一定割合を定めております。なお、通貨オプション取引については、内規により買建のオプションのみに限定しております。また、これらの取引については、主として為替相場変動リスクが発生する事業会社所管部署からの指示に基づき、当社経理・財務本部が取引を行っております。なお、一部の連結子会社は主として各社内で所管部署からの指示に基づき財務担当部署が取引を行っております。これらデリバティブ取引の管理に当たっては、当社経理・財務本部または各社の財務担当部署が毎月銀行等よりデリバティブ取引の残高通知書を受領し、実績との一致を確認の上、当社経理・財務部長または各社財務担当部署担当取締役及び所管部署担当取締役に報告する等の体制を敷いております。また、当社グループのデリバティブ取引の契約先はいずれも信用度の高い金融機関等であるため相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)を参照ください。)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
(1) 現金及び預金	61,282	61,282	-
(2) 受取手形及び売掛金	85,483	85,483	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	121,833	121,833	-
(4) 支払手形及び買掛金	(47,946)	(47,946)	-
(5) 短期借入金	(4,307)	(4,307)	-
(6) 社債	(20,000)	(19,373)	△626
(7) 長期借入金(*2)	(15,969)	(15,639)	△330
(8) デリバティブ取引(*3)	234	234	-

- (*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。
(*2) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。
(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格を時価としております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 社債、(7) 長期借入金

将来キャッシュ・フローを、国債の利回り等の適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) デリバティブ取引

当該先物相場の終値及び取引金融機関等から提示された価格等を時価としております。なお、為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金及び買掛金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式(連結貸借対照表計上額22,913百万円)は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれ、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。従って、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

Ⅶ 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 1,456円37銭(注1)

2. 1株当たり当期純利益 63円95銭(注2)

(注1) 1株当たり純資産額の算定上、株式報酬制度の信託財産として日本マスタートラスト信託銀行株式会社が所有する当社株式を、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

当該信託が所有する当社株式数は、当連結会計年度末時点で25,000株であります。

(注2) 1株当たり当期純利益の算定上、株式報酬制度の信託財産として日本マスタートラスト信託銀行株式会社が所有する当社株式を、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

当該信託が所有する当社株式の期中平均株式数は、当連結会計年度で51,369株であります。

Ⅷ 追加情報

1. (株式報酬制度について)

当社は、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員並びに主要な子会社の取締役(以下「対象取締役等」という。)に対する株式報酬制度(以下「本制度」という。)を導入しております。

本制度を通じて対象取締役等に交付される当社株式については、交付時から3年間、株式交付規程に基づき譲渡等を制限することとしており、対象取締役等は、中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めるとともに、株主との利益の共有を図ることによりさらに株主重視の経営意識を高めることとなります。

本制度に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号平成27年3月26日)に準じています。

(1) 取引の概要

本制度において、対象取締役等に交付される当社株式は、当社及び主要な子会社が拠出する金員を原資に、当社の設定した信託(以下「本信託」という。)が取得し、本信託から対象取締役等に交付されます。対象取締役等には、対象取締役等の役位等に応じた株式報酬基準額を基礎に、一定の算定方法で算定された数の当社株式と納税対応の観点からの金銭が毎年交付及び給付されます。

(2) 信託に残存する自社の株式

本信託に残存する当社株式を、本信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しています。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額は45百万円、株式数は25,000株です。

2. (会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定)

新型コロナウイルス感染症の拡大により、世界各国・地域での顧客の状況や市場の環境が変化しており、需要は変化しております。当社は入手しうる情報を踏まえ、国・地域ごとに、新型コロナウイルス感染症が拡大と収束を繰り返しながら、各製品の需要は変動するものの、時間の経過とともに徐々に回復に向かうと仮定した見積りに基づき、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

Ⅸ その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位: 百万円)

	株 主 資 本											自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金					利益剰余金 合計		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計		そ の 他 利 益 剰 余 金							
						配 当 引 当 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	剰 余 金			
2020年4月1日残高	17,117	9,500	202	9,702	4,379	2,000	2,598	170,770	57,649	237,397	△ 11,164	253,053	
事業年度中の変動額													
固定資産圧縮積立金の積立							26		△ 26		—	—	
固定資産圧縮積立金の取崩							△ 68		68		—	—	
剰 余 金 の 配 当									△ 10,111	△ 10,111		△ 10,111	
当 期 純 利 益									13,030	13,030		13,030	
自己株式の取得											△ 133	△ 133	
自己株式の処分			△ 11	△ 11							307	296	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)													
事業年度中の変動額合計	—	—	△ 11	△ 11	—	—	△ 41	—	2,960	2,918	174	3,081	
2021年3月31日残高	17,117	9,500	190	9,690	4,379	2,000	2,556	170,770	60,610	240,316	△ 10,989	256,135	

	評価・換算差額等		新 株 予 約 権	純資産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
2020年4月1日残高	39,888	39,888	137	293,079
事業年度中の変動額				
固定資産圧縮積立金の積立				—
固定資産圧縮積立金の取崩				—
剰 余 金 の 配 当				△ 10,111
当 期 純 利 益				13,030
自己株式の取得				△ 133
自己株式の処分				296
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	8,586	8,586	△ 21	8,564
事業年度中の変動額合計	8,586	8,586	△ 21	11,646
2021年3月31日残高	48,474	48,474	116	304,725

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 満期保有目的の債券……償却原価法
 - 子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 時価のないもの……移動平均法による原価法
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法……時価法
3. 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産……定率法。但し、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに(リース資産を除く) 2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
 - 無形固定資産……定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
 - リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
4. 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金……金銭債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - 役員賞与引当金……役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。
 - 退職給付引当金……従業員及び既退職の年金受給者の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務年数(15年)による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務年数(15年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
なお、当事業年度末における年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として「投資その他の資産」の「その他」に含めて計上しております。

5. ヘッジ会計の方法

- (1) ヘッジ会計は、繰延ヘッジ処理によっております。但し、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。
- (2) ヘッジ手段…デリバティブ取引(為替予約取引及び通貨オプションの買建取引)
ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引
- (3) ヘッジ対象の範囲内で、将来の為替相場の変動によるリスクを回避する目的でのみヘッジ手段を利用する方針としております。
- (4) ヘッジの有効性評価の方法
ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、高い有効性があるとみなしております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- (2) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

II 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において独立掲記しておりました「営業外費用」の「社債利息」は、金額の重要性が乏しいため、当事業年度においては「営業外費用」の「支払利息」に含めて表示しております。

III 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

関係会社株式	165,262百万円
関係会社出資金	1,093百万円

関係会社株式等は、取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、当該株式の時価又は実質価額が著しく低下したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として処理しております。

新型コロナウイルス感染症の影響は、国・地域ごとに拡大と収束を繰り返しながら、徐々に回復に向かうものと仮定した見積りに基づき、実質価額の評価等の会計上の見積りを行っております。

なお、将来の投資先の業績不振等により、時価又は実質価額が帳簿価額を下回ることとなった場合には減損処理が必要となる可能性があります。

IV 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	18,580百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	836百万円
短期金銭債務	38,268百万円

V 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営業収益	24,192百万円
営業費用	794百万円
営業取引以外の取引高	1,065百万円

2. 減損損失

日清ペットフード株式会社に賃貸している工場及び研究所建物について、解体撤去することを決定したため、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に977百万円計上しております。

VI 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	6,901,857株
------	------------

(注) 当事業年度末の普通株式の自己株式数には、株式報酬制度の信託財産として日本マスタートラスト信託銀行株式会社が所有する株式が25,000株含まれております。

VII 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	939百万円
投資有価証券等	507百万円
減損損失	302百万円
賞与引当金	183百万円
その他	284百万円
繰延税金資産小計	2,216百万円
評価性引当額	△ 612百万円
繰延税金資産合計	1,604百万円

繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	20,975百万円
固定資産圧縮積立金	1,127百万円
退職給付信託返還有価証券	961百万円
繰延税金負債合計	23,064百万円
繰延税金負債の純額	21,459百万円

Ⅷ 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注1)	科目	期末残高	
子会社	日清製粉(株)	所有 直接100.0%	商標等の使用許諾、資金の貸付及び受入、事業用地等を賃貸、役員の兼任	商標等使用料の受取(注2)	4,798百万円	—	—	
				投資資金の貸付(注4)	650百万円	関係会社 長期貸付金	66,553百万円	
				投資資金の返済(注4)	9,070百万円	流動資産 その他	57百万円	
	日清フーズ(株)	所有 直接100.0%	商標等の使用許諾、資金の貸付及び受入、事業用地等を賃貸、役員の兼任	利息の受取(注4)	720百万円			
				資金の受入(注3)	8,665百万円	預り金	10,375百万円	
				利息の支払(注3)	0百万円	未払費用	0百万円	
	オリエンタル酵母工業(株)	所有 直接100.0%	商標等の使用許諾、資金の貸付及び受入、役員の兼任	投資資金の貸付(注4)	—	関係会社 長期貸付金	6,941百万円	
投資資金の返済(注4)				—	流動資産 その他	5百万円		
			利息の受取(注4)	70百万円				
日清ファルマ(株)	所有 直接100.0%	商標等の使用許諾、資金の貸付及び受入、事務所を賃貸、役員の兼任	資金の受入(注3)	4,611百万円	預り金	4,706百万円		
			利息の支払(注3)	0百万円	未払費用	0百万円		
日清エンジニアリング(株)	所有 直接100.0%	商標等の使用許諾、資金の受入、事務所を賃貸、役員の兼任	資金の受入(注3)	10,095百万円	預り金	8,780百万円		
			利息の支払(注3)	0百万円	未払費用	0百万円		
(株)NBCメッシュテック	所有 直接100.0%	商標等の使用許諾、資金の貸付及び受入	運転資金の貸付(注5)	4,547百万円	関係会社 長期貸付金	4,526百万円		
			利息の受取(注5)	46百万円	流動資産 その他	3百万円		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 取引金額には消費税等が含まれておりません。
- (注2) 商標等使用料については、日清製粉(株)の売上高等に一定の料率を乗じて決定しております。
- (注3) 資金の受入については、キャッシュ・マネジメント・システム(CMS)による取引であり、取引金額については、期中の平均残高を記載しております。なお、利息については、市場金利を勘案した合理的な利率によっております。
- (注4) 投資資金の貸付利息については、市場金利を勘案した合理的な利率によっております。
- (注5) 運転資金の貸付については、キャッシュ・マネジメント・システム(CMS)による取引であり、取引金額については、期中の平均残高を記載しております。なお、利息については、市場金利を勘案した合理的な利率によっております。

IX 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 1,024円05銭(注1)
2. 1株当たり当期純利益 43円82銭(注2)

(注1) 1株当たり純資産額の算定上、株式報酬制度の信託財産として日本マスタートラスト信託銀行株式会社が所有する当社株式を、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

当該信託が所有する当社株式数は、当事業年度末時点で25,000株であります。

(注2) 1株当たり当期純利益の算定上、株式報酬制度の信託財産として日本マスタートラスト信託銀行株式会社が所有する当社株式を、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

当該信託が所有する当社株式の期中平均株式数は、当事業年度で51,369株であります。

X 追加情報

(株式報酬制度について)

連結計算書類の「連結注記表(追加情報)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

XI その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。